

令和6年10月9日

特定技能外国人の労働安全の確保

林業特定技能協議会組織運営要領（令和6年10月9日林業特定技能協議会決定第1号。）第2条第2号の規定に基づき、特定技能外国人の労働安全の確保について、次のように定める。

第1条 林業特定技能協議会（以下「協議会」という。）の構成員となる林業分野の特定技能所属機関は、林業における労働災害の防止を図るため、次に掲げる取組について、特定技能外国人に対し指導及び教育を行う。

- 一 特定技能外国人にチェーンソーによる伐木に係る業務を行わせる場合、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく安全な伐木作業方法
- 二 緊急時の連絡体制
- 三 その他労働災害の防止を図るために必要と判断される事項

第2条 協議会は、前条各号及び労働関係法令に係る指導に関し、林業分野の特定技能所属機関を構成員とする協議会の構成員となる団体に、協力を求めることができる。